

医療機関の皆さまへ

立会い基準推進強化月間実施のご案内

貴院におかれまして、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、医療機器業界では、公正取引委員会認定の下、平成11年4月1日から医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約を施行し、業界の正常な商慣習の確立に努めてまいりました。

さらに、平成20年4月1日には当業界の永年の懸案事項であった医療機関等における医療機器の立会いに関する基準（以下「立会い基準」といいます。）を策定し、今日まで多くの医療機関等や学会、団体等に対して立会い基準の周知活動を実施してきました。

しかしながら、実施後5年を経過した今日におきましても、いまだ一部の医療機器分野においては、立会い基準が定着しているとはいえない状況にあります。

平成24年度に日本臨床工学技士会が会員を対象に実施されたアンケート調査ほかの結果によれば、いまだ立会い基準への対応が不十分な領域として、循環器領域（ペースメーカー、心血管カテーテル等）、手術領域（整形外科等）等が挙げられています。その主な理由として、臨床工学技士の人員不足や事業者による立会い基準の周知が十分なされていないことにより、医療機関の関係者の方々に十分な理解をいただけていないため、とされています。

一方、社会の医療に対する関心は日増しに高まる中で、医療機器による適正かつ安全な医療行為が行われることは極めて重要であり、そのための情報提供を担う医療機器事業者の役割もますます重要になってきております。

かかる状況に鑑み、当協議会では立会い基準の更なる周知活動を行い、医療機関の皆さまに、より正確に立会い基準をご理解いただき、適正かつ安全な医療を実施していただくために、平成25年10月から12月にかけて「立会い基準推進強化月間」（3か月間）を実施することとしました。

皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

医療機器業公正取引協議会

〒113-0033

東京都文京区本郷3丁目38番1号

本郷イシワタビル2階

Tel:03(3818)1731 FAX:03(3818)1732

<http://www.jftc-mdi.jp>